



## 民法（債権法）改正の要点 7

**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士



### 14 債権譲渡

#### (1) 譲渡制限の意思表示の効力

旧法は、債権譲渡できることを原則とし、当事者が反対の意思表示をした場合にはこの原則を適用しないとしながら（旧法466条2項本文）、譲渡制限の意思表示は善意の第三者に対抗することができないとしています（同条2項但書）。

新法は、譲渡制限の意思表示があっても債権譲渡の効力は妨げられないとし（新法466条2項）、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては債務者は履行を拒むことができ、かつ譲渡人に対する弁済その他債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる（同条3項）。

#### (2) 譲渡制限の意思表示がされた債権の供託

新法は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、債務者はその債権全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる（新法466条の2第1項）。供託した金銭は譲受人に限り還付を請求することができる（同条3

項）。

#### (3) 譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え

旧法は、譲渡制限の意思表示と強制執行による債権差押えとの優劣につき明文の規定を置いていませんが、新法は譲渡制限の意思表示がされた債権に対する差押えがされたときは、債務者は差押債権者に対抗することができないことを明文化しました（新法466条の4第1項）。もっとも、債務者が譲受人に対して譲渡制限の意思表示を対抗することができる場合には、差押債権者に対しても対抗することができる（同条2項）。

#### (4) 預貯金債権にかかる譲渡制限の意思表示の効力

金融機関は預金口座または貯金口座に係る預金または貯金に係る債権（預貯金債権）に譲渡制限特約を付けるのが一般的です。

新法は、当事者が預貯金債権について譲渡制限の意思表示をした場合、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる（新法466条の5第1項）。譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する差押え

がされたときは、差押債権者に対して譲渡制限の意思表示を対抗することはできません（同条2項）。

(5) 将来債権の譲渡

新法は将来債権についても譲渡の対象とすることができることを明文化しました（新法466条6）。将来債権の譲渡においても、現在債権の譲渡と同様、譲渡人の債務者に対する通知または債務者の承諾により対抗要件を具備することができます（新法467条）。

(6) 異議をとどめない承諾制度の廃止

旧法は、債権譲渡につき債務者が異議をとどめない承諾をしたときは、債務者が譲渡人に対抗することができた事由をもって譲受人に対抗することができなくなるとしています（旧法468条1項）。新法はこの規定を削除して異議をとどめない承諾制度を廃止し、対抗要件具備時まで譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができますとしました（新法468条1項）。

(7) 債権譲渡と相殺

旧法は、債務者は譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって債権の譲受人に対抗することができるとしていますが（旧法468条2項）、新法は譲渡について対抗要件具備時よりも前に債務者が取得した譲渡人に対する債権であれば相殺ができ、かつ、それぞれの債権の弁済期の先後は問わないとして相殺の抗弁を対抗する要件を明文化しました（新法469条1項）。対抗要件具備時よりも後に債務者が取得した譲渡に対する債権であっても、その債権が対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じたときか、その債権が対抗要件具備時より後の原因に基づいて生じたものであっても、譲渡された債権の発生原因である契約に基づいて生じたときのいずれかの場合は相殺ができるとしました（同条2項）。

15 債務引受

債務引受とは債務者が負担する債務と同一の内

容の債務を契約により第三者が負担することをいいます。

旧法は債務引受についての規定を置いていませんが、新法は併存的債務引受と免責的債務引受の2つを規定しました。

(1) 併存的債務引受

併存的債務引受は、引受人と債権者または債務者との契約によって成立し（新法470条2項、3項）、引受人は引き続き債務を負担する債務者と連帯して債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担します（同条1項）。引受人は併存的債務引受の効力発生時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができ（新法471条1項）、債務者が債権者に対して取消権または解除権を有するときは、その抗弁により債務者が債務を免れるべき限度において、引受人は債権者に対して債務の履行を拒むことができるとなりました（同条2項）。

(2) 免責的債務引受

免責的債務引受は、引受人と債権者との契約によってすることができ、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時にその効力を生じます（新法472条2項）。引受人と債務者との契約によってもすることができますが、この場合は債権者の承諾を要します（同条3項）。引受人は、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れます（同条1項）。免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しないとされます（新法472条の3）。引受人は、免責的債務引受の効力発生時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができ（新法472条の2第1項）、債務者が債権者に取消権または解除権を有するときは、その抗弁により債務者が債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができるとなりました（同条2項）。